

佐賀県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀環状自転車道線	神崎市神崎町本告牟田字二ノ鶴三一 二五番六地先から 神崎市神崎町本告牟田字一ノ鶴二九 一二番二地先まで	平成二一・一〇・九